

令和8年度 ダイオキシン類等分析結果（最終処分場、水処理施設）

項目	排出基準 (自主基準値)	区分			採取日
放流水	10pg-TEQ/l	水処理施設	採取日		
			結果の得られた日		
			分析値		
		最終処分場	採取日		
			結果の得られた日		
			分析値		
保有水(原水)	— pg-TEQ/l	最終処分場	採取日		
			結果の得られた日		
			分析値		
周辺地下水 (場外への影響を判断)	1 pg-TEQ/l (環境基準)	最終処分場 (観測井戸)	採取日		
			結果の得られた日		
			分析値	No. 1	
				No. 4	

空欄部分につきましては、測定実施次第ご報告いたします。

「ダイオキシン類対策特別措置法」、「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」及び「下水道法」の規定に基づき測定しています。

※毒性等量は定量下限値未満の値を0として算出した値となります。

※()の基準値については、法規制値ではなく、より厳しい数値の自主基準値(停止基準)を用いています。

令和8年度 最終処分場放流水総合分析

最終処分場

項目	基準値	単位	採取日		項目	基準値	単位	採取日	
			結果の得られた日					結果の得られた日	
カドミウム及びその化合物	0.03以下	mg/l			ベンゼン	0.1以下	mg/l		
シアン化合物	1以下	mg/l			セレン及びその化合物	0.1以下	mg/l		
有機燐化合物	0.2以下	mg/l	空欄部分につきましては、測定実施次第 ご報告いたします。		ほう素及びその化合物	230以下	mg/l	空欄部分につきましては、測定実施次第 ご報告いたします。	
鉛及びその化合物	0.1以下	mg/l			ふっ素及びその化合物	15以下	mg/l		
六価クロム化合物	0.2以下	mg/l			1,4-ジオキサン	0.5以下	mg/l		
ヒ素及びその化合物	0.1以下	mg/l			フェノール類含有量	0.5以下	mg/l		
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	0.005以下	mg/l			銅含有量	1以下	mg/l		
アルキル水銀化合物	検出されないこと	mg/l			亜鉛含有量	1以下	mg/l		
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003以下	mg/l			溶解性鉄含有量	3以下	mg/l		
トリクロエレン	0.1以下	mg/l			溶解性マンガン含有量	1以下	mg/l		
テトラクロエレン	0.1以下	mg/l			クロム及びその化合物	2以下	mg/l		
ジクロメタン	0.2以下	mg/l			アンモニア性窒素	380未満 (3項目の合計)	mg/l		
四塩化炭素	0.02以下	mg/l		亜硝酸性窒素					
1,2-ジクロエタン	0.04以下	mg/l		硝酸性窒素					
1,1-ジクロエレン	1以下	mg/l		ノルマルヘキサン抽出物質含有量	5以下(鉱物)	mg/l			
シス-1,2-ジクロエレン	0.4以下	mg/l			30以下(動植物油脂類)	mg/l			
1,1,1-トリクロエタン	3以下	mg/l		ヨウ素消費量	220未満	mg/l			
1,1,2-トリクロエタン	0.06以下	mg/l		ニッケル及びその化合物	1以下	mg/l			
1,3-ジクロプロペン	0.02以下	mg/l		大腸菌数	日間平均800	CFU/ml			
チウラム	0.06以下	mg/l		外観	—	—			
シマジン	0.03以下	mg/l		臭気	—	—			
チオベンカルブ	0.2以下	mg/l							

「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係わる技術上の基準を定める省令」の規定に従い測定しています。

なお、放流水は下水道へ排水していますので、「下水道法」に規定された排水基準の適用も受けています。

※試料採取場所：下水道に繋がる最終放流管

令和8年度 最終処分場放流水定期分析

最終処分場

項 目	基 準 値	単 位	採 取 日									
			4/10									
			測定結果の得られた日									
			4/27									
水 温	45未満	°C	18.0									
水素イオン濃度 (pH)	5を超え 9未満	pH	7.9 (18°C)									
生物化学的酸素 要求量 (BOD)	600未満	mg/l	2									
化学的酸素 要求量 (COD)	—	mg/l	1									
浮遊物質 量 (SS)	600未満	mg/l	<1									
電気伝導率	—	mS/m	—									
塩化物イオン	—	mg/l	—									

電気伝導率、塩化物イオン以外は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係わる技術上の基準を定める省令」の規定に従い測定しています。

電気伝導率、塩化物イオンは、浸出水の水質と比較し、処理の状況を把握するために独自に測定しています。

なお、放流水は下水道へ排水していますので、「下水道法」に規定された排水基準の適用も受けています。

※試料採取場所：下水道に繋がる最終放流管

令和8年度 最終処分場原水定期分析

最終処分場

項目	基準値	単位	採取日										
			4/10										
			測定結果の得られた日										
			4/27										
水温	—	℃	15.0										
水素イオン濃度 (pH)	5.8以上 8.6以下	pH	7.7 (18℃)										
生物化学的酸素 要求量 (BOD)	60	mg/l	1										
化学的酸素 要求量 (COD)	—	mg/l	2										
浮遊物質 量 (SS)	60	mg/l	1										
窒素含有量	—	mg/l	1.6										
カルシウム イオン (Ca ²⁺)	—	mg/l	130										
電気伝導率	—	mS/m	—										
塩化物イオン	—	mg/l	—										

処分場内保有水の処理状況監視及び将来的な処分場の廃止時期の見通しを立てるために、独自に測定しています。

※試料採取場所：集水ビットから浸出水処理施設への送水先第一調整槽

令和8年度 最終処分場周辺地下水定期分析

井戸No.1(周辺地下水上流側)

項目	基準値	単位	採取日											
			4/10											
			測定結果の得られた日											
			4/27											
水温	—	℃	18.0											
電気伝導率	—	mS/m	60											
塩化物イオン	—	mg/l	26											

井戸No.2(場内浸出水)

項目	基準値	単位	採取日											
			4/10											
			測定結果の得られた日											
			4/27											
水温	—	℃	19.0											
電気伝導率	—	mS/m	120											
塩化物イオン	—	mg/l	240											

井戸No.3(場内浸出水)

項目	基準値	単位	採取日											
			4/10											
			測定結果の得られた日											
			4/27											
水温	—	℃	20.0											
電気伝導率	—	mS/m	290											
塩化物イオン	—	mg/l	1100											

井戸No.4(周辺地下水下流側)

項目	基準値	単位	採取日											
			4/10											
			測定結果の得られた日											
			4/27											
水温	—	℃	16.5											
電気伝導率	—	mS/m	150											
塩化物イオン	—	mg/l	350											

「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係わる技術上の基準を定める省令」の規定に従い、埋立地からの浸出水による最終処分場の周辺の地下水の水質への影響の有無を判断するため測定しています。(No.2井戸及びNo.3井戸の水質は場内浸出水の水質を測定しており、場外周辺井戸の水質と比較するために測定しています。)

令和8年度 最終処分場周辺地下水総合分析

最終処分場

項目	基準値	単位	採取日		
			測定結果の得られた日		
			No. 1 (上流)	No. 4 (下流)	※保有水 (比較)
カドミウム	0.003以下	mg/l			
全シアン	検出されないこと	mg/l			
鉛	0.01以下	mg/l			
六価クロム	0.05以下	mg/l			
ヒ素	0.01以下	mg/l			
総水銀	0.0005以下	mg/l			
アルキル水銀	検出されないこと	mg/l			
ポリ塩化ビフェニル (P C B)	検出されないこと	mg/l			
トリクロエチレン	0.01以下	mg/l			
テトラクロエチレン	0.01以下	mg/l			
ジクロメタン	0.02以下	mg/l			
四塩化炭素	0.002以下	mg/l			
1,2-ジクロエタン	0.004以下	mg/l			
1,1-ジクロエチレン	0.1以下	mg/l			
1,2-ジクロエチレン	0.04以下	mg/l			
1,1,1-トリクロエタン	1以下	mg/l			
1,1,2-トリクロエタン	0.006以下	mg/l			
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	mg/l			
チウラム	0.006以下	mg/l			
シマジン	0.003以下	mg/l			
チオベンカルブ	0.02以下	mg/l			
ベンゼン	0.01以下	mg/l			
セレン	0.01以下	mg/l			
過マンガン酸カリウム消費量	—	mg/l			
クロロエチレン	0.002以下	mg/l			
1,4-ジオキサン	0.05以下	mg/l			

空欄部分につきましては、測定実施次第ご報告いたします。

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号）第1条第2項第10号ロ（別表第2）の規定に基づき測定しています。

※過マンガン酸カリウム消費量の測定は、「一般廃棄物最終処分場の適正化に関する留意事項について」（平成10年3月5日、衛環8号、厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）に従って行っています。

※保有水分析は、周辺地下水との水質の比較のために場内浸出水を分析したものですので、規制基準値はありません。

令和8年度 水処理施設最終放流水総合分析

水処理施設

項目	基準値	単位	採取日		測定結果の得られた日	項目	基準値	単位	採取日		測定結果の得られた日
カドミウム及びその化合物	0.03以下	mg/l				1,3-ジクロロプロペン	0.02以下	mg/l			
シアン化合物	1以下	mg/l				チウラム	0.06以下	mg/l			
有機燐化合物	0.2以下	mg/l	報告いたします。空欄部分につきましては、測定実施次第ご			シマジン	0.03以下	mg/l	報告いたします。空欄部分につきましては、測定実施次第ご		
鉛及びその化合物	0.1以下	mg/l				チオベンカルブ	0.2以下	mg/l			
六価クロム化合物	0.2以下	mg/l				ベンゼン	0.1以下	mg/l			
ヒ素及びその化合物	0.1以下	mg/l				セレン及びその化合物	0.1以下	mg/l			
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	0.005以下	mg/l				ほう素及びその化合物	230以下	mg/l			
アルキル水銀化合物	検出されないこと	mg/l				ふっ素及びその化合物	15以下	mg/l			
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003以下	mg/l				1,4-ジメチル	0.5以下	mg/l			
トリクロエチレン	0.1以下	mg/l				フェノール類	0.5以下	mg/l			
テトラクロエチレン	0.1以下	mg/l			銅及びその化合物	1以下	mg/l				
ジクロロメタン	0.2以下	mg/l			亜鉛及びその化合物	1以下	mg/l				
四塩化炭素	0.02以下	mg/l			鉄及びその化合物(溶解性)	3以下	mg/l				
1,2-ジクロロエタン	0.04以下	mg/l			マンガン及びその化合物(溶解性)	1以下	mg/l				
1,1-ジクロロエチレン	1以下	mg/l			クロム及びその化合物	2以下	mg/l				
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下	mg/l			ヨウ素消費量	220未満	mg/l				
1,1,1-トリクロエタン	3以下	mg/l			ニッケル及びその化合物	1以下	mg/l				
1,1,2-トリクロエタン	0.06以下	mg/l									

※下水道法の規定に基づき、高座清掃施設組合からの排水が下水道へ流入する最終放流口での水質を測定しています。

令和8年度 水処理施設最終放流水定期分析

水処理施設

項目	基準値	単位	採取日										
			4/10										
			測定結果の得られた日										
			4/27										
水温	45未満	℃	20.0										
水素イオン濃度 (pH)	5を超え 9未満	pH	7.8 (14℃)										
生物化学的酸素 要求量 (BOD)	600未満	mg/l	42										
化学的酸素 要求量 (COD)	—	mg/l	15										
浮遊物質 量 (SS)	600未満	mg/l	6										
ノルマルヘキ サン抽出物質 含有量	5以下 (鉱物)	mg/l	<1										
	30以下 (動植物油 脂類)		<1										
アンモニア性窒素	380未満 (3項目の 合計)	mg/l	12										
亜硝酸性窒素			1.3										
硝酸性窒素			26										
リン含有量 (※1)	—	mg/l	3.0										

※下水道法では、下水道へ流入する排水の最終放流口での水質に規制基準を設定しています。

※1 リン含有量は、終末処理場の放流水が水質汚濁防止法による規制を受ける場合に適用されます。しかし、下水の排除先である相模川流域下水道の終末処理場は規制を受けないので、高座清掃施設組合からの放流水に対してリン含有量の基準は適用されません。